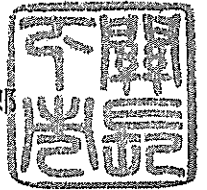


下 総 第 1 2 2 5 号
令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎



定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和 7 年 (2025 年) 5 月 9 日付け監査報告第 9 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により通知します。



監査の結果に基づき講じた改善措置

農林水産振興部市場流通課
建設部公共建築課

農林水産振興部市場流通課に関する事項

[指摘事項]

- (1) 唐戸市場の市場使用料及び実費弁償金（電気料金、水道料金）の収入事務において、履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していないものが散見された。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、市場使用料及び実費弁償金（電気料金、水道料金）の収入事務において、未納分は債権管理簿を作成し、課内で情報共有を行いました。

また、月初めに債権管理簿を担当及び副担当との2人体制で確認を行い、未納分については適正な時期に督促状を発送し、債権管理簿に記録しています。

- (2) 行政財産の目的外使用許可に係る事務において、令和6年7月25日付けで唐戸市場屋上芝生広場の使用許可を発していたが、失念により歳入（市場使用料）の調定事務を行っておらず、令和6年8月20日に調定し、相手方に納付書を送付していた。

また、下関市行政財産使用料条例第3条第1項ただし書による延納の意思決定をしていないにもかかわらず、納期限を令和6年8月30日としていた。下関市会計規則等に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、行政財産の目的外使用許可に係る事務において、調定漏れが生じないように、担当及び副担当との2人体制で確認を行うことにより、迅速かつ適正に事務処理を行います。

建設部公共建築課に関する事項

[指摘事項]

- (1) 資金前渡に係る金銭出納帳の記帳について、資金前渡金の収入金額及び支払金額が記入されていない事例が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。